

## 第9回大阪府地方独立行政法人評価委員会 議事要旨

- 1 日時 平成18年2月24日(金)10時00分～11時44分
- 2 場所 大阪キャッスルホテル6階「白鳥」
- 3 出席委員 奥林委員長、辻本委員、中島委員、服部委員、松澤委員、山谷委員  
(永田委員、宮嶋委員は欠席)
- 4 議題 (1) 地方独立行政法人大阪府立病院機構の中期目標・中期計画(案)について  
・ 中期目標(案)・中期計画(案)の説明  
・ 独立行政法人移行後の収支試算の説明  
・ 質疑応答、意見交換  
(2) 地方独立行政法人大阪府立病院機構の業務方法書(案)について  
(3) 地方独立行政法人大阪府立病院機構の役員報酬等の支給基準について  
・ 業務方法書(案)及び役員報酬等規程(案)の概要の一括説明  
(1)～(3)の項目について、一括して知事に対する意見書を審議・決定  
(4) 公立大学法人大阪府立大学の中期目標・中期計画(変更案)について  
・ 中期目標(変更案)・中期計画(変更案)の説明  
・ 知事に対する意見書の決定  
(5) その他  
・ 評価委員会の部会設置、評価委員会条例改正の概要説明  
・ 公立大学法人の役員報酬規程変更に関するスケジュール説明
- 5 議事概要

### 開会

#### < 議事項目の確認 >

委員長より、8月以降の議論経過、前回までの議論の到達点などについて確認があった後、本日の議事項目、議論の到達目標について説明があった。

- ・ 大阪府立病院機構の中期目標・中期計画については、これまでの委員会で非常に活発な議論をいただいているが、委員会での議論だけでなく、各委員からは、細かく丁寧な吟味をした上での意見が寄せられ、最終的に案がまとまったことをご理解いただきたい。
- ・ 前回の委員会では、十分委員の意見を反映したものであること、また、評価基準としても妥当なものであること、の以上2点を確認したうえで、その時点で、知事に

対して意見を述べる場合に、特段の意見はないということでは合意に達したと思う。本日は、来年度予算編成も反映させた最終案を示していただき、委員会として内容を確認した上で、知事に対する意見書を決定したい。

## 議事

### (1) 地方独立行政法人大阪府立病院機構の中期目標・中期計画(案)について

#### < 資料の説明 >

事務局より、資料1-3「中期目標(案)・中期計画(案)対照表」及び資料1-4「独立行政法人移行後の収支試算」の2点について説明を行った。資料1-3については、修正箇所(資料中の下線部分)を中心に説明したほか、中期計画(案)にある予算、収支計画及び資金計画の説明の一環として、資料1-4により、中期目標期間中における不良債務の解消について説明した。

#### < 委員長による論点整理 >

事務局の資料説明を受け、委員長から次のとおり本日の論点整理があった。

- ・府の来年度予算編成の内容が中期目標(案)・中期計画(案)に反映され、財務的な裏づけがきちりと示されている。特に、収支試算においては、5年間の中期目標期間中の収支の動向が年度別に示されており、22年度までに合計で約70億円の黒字見込みがあり、平成16年度末の60億円ほどの不良債務が解消されるという具体的な数値が示されている。独立行政法人化したことによって経営効率が改善され、従来の不良債務を解消し、健全な運営ができる体制にあることが十分理解できる。
- ・本日は、委員の皆さんから出された意見が十分反映されているかどうか、あるいは、収支計画等を見てどうか、ご検討いただきたい。
- ・なお、委員の皆さんには事前の資料説明がされており、本日欠席のお二人の委員からは、中期目標(案)・中期計画(案)について了解であるとの意見をいただいている。

#### < 高度専門医療に関する意見 >

委員から、高度専門医療について、次の意見があった。

- ・しっかりした具体的な計画になっている。ただし、不採算医療や政策医療の部門については、法人化後も税金による負担があることを考えると、その部分のコンセプトをどうするか、5つの病院が一体どういうことをやるのか、ということが非常に大事になってくると思う。
- ・前にも言ったように、難治性がんとか高度医療とか、最後の病気を治すところにはばかり重点を置いているという印象がある。確かに、府立病院や成人病センターが難治性がんや高度医療に関わってきた経過は非常に大きい。しかし、厚生労働省が一番取り組もうとしているのは、生活習慣病とか、医療費を減らすための総合的な計画を立ててやるという、健康科学に重点を置いた施策である。府の施策の中でそれを実践する病院として、不採算部門の取り組みの一つとして位置づけることができたら運営費負担金の意味が出てくるのではないかと思う。

- ・中期計画(案)でも、難病や高度医療ばかり書いてあって、例えば「生活習慣病」という言葉なんかはほとんど出てこない。国や厚生労働省の動きとちょっとあってないのではないか。本当に府がそういう方針なのかどうかちょっと心配になる。例えば、急性期・総合医療センターでも、成人病センターでも、やはり生活習慣病をベースとして予防医学という項目を盛り込んでおいたほうがいいのではないか。現場でも、生活習慣病や予防医学のようなことをやっていたら、府立病院機構では評価されないと受け取って、難病の治療ばかりするようにならないかという不安がある。高度専門医療というのは、必ずしも難病ですごく重体の人を助けるというものだけではないのに、そういうニュアンスになり過ぎている。

委員からの意見を受けて、委員長から次のような要望があった。

- ・予防医学にどれだけ今後力を入れていくかということは重要な課題ではあるし、この計画の中でも全くうたっていないわけではないので、今後あるいは第2期目の重点課題にするとか、そのようなでかたちでさらなる改善をしていただきたい。

#### < 病院改革プログラムに関する評価等について >

委員から、病院改革プログラムの評価の有無、その際の評価主体について、次のとおり質問があった。

- ・資料1 - 3の2ページ目、「診療機能の充実」のところに「府立の病院改革プログラムの基本方向に沿って」というフレーズが挿入されているが、これは、次の中期目標を見直したり、新しくつくる段階で、病院改革プログラムの進捗状況や成果について評価するということが、また、評価をするとすれば、行政改革課がやるのか病院改革課がやるのか。
- ・今般の中期目標・中期計画の期間にどれだけこのプログラムに従って改革が進んだかという見直し、レビュー、それは病院改革課がやられるということによろしいか。

委員からの質問に対して、事務局から次のとおり回答した。

- ・これまでの府立の病院改革の経過として、本プログラムに基づいて診療機能の見直しをやってきた経過があり、前回の委員会において、今回の中期目標・中期計画がその経過を前提としていることをご説明させていただいた。ご指摘の部分は、中期目標・中期計画が、病院改革プログラムの診療機能見直し編とそれに基づく見直しの経過を前提としていることを明確にするため、修正を加えたものである。
- ・診療機能の見直しとは、具体的には、病床の再編、病院名の変更であり、15、16年度ですでに実施され、さらに、この中期目標・中期計画の中で具体化されるものと考えている。したがって、病院改革プログラムに基づいて取り組んできたことは、中期目標・中期計画の業務実績の一部として、評価委員会の評価をいただくかたちになると考えており、一義的には、病院事業の担当課がその内容についてご説明することになると考えている。

#### < 寄附等の取り扱いについて >

委員から、寄附の状況、寄附を受けた場合の収支計画との整合性について、次のとお

り、意見があった。

- ・諸外国、アメリカの病院では、病院を健全にやっていくために、寄附を募る取り組みが活発で、ファンドレイジング（資金集め、あるいはそのためのさまざまな活動）の委員会とか、病院のストラテジープランニング（戦略設計）などが、患者さん向け、内部向けの資料に大きな柱として書かれてある。先日、京大病院に70億円の寄附があったが、もしそういう寄附があった場合、これは収支計画の収入のどこかに入れることになるのか。実は収入として入れるところがなくて受け取れないということにはならないのか、教えていただきたい。

委員からの質問に対して、事務局から次のとおり回答した。

- ・収支試算は、あくまで予算をベースにしたものであり、今想定している収入、費用を充てたものである。今でも、医療機器を購入するための寄附をいただくことがあるが、その際は、当然、寄附していただく方の趣旨に沿って、医療機器などを整備している。法人の会計では、寄附は決算として示されるものであり、予算に計上していないからできないということはない。

<委員会としての意見の確認>

各委員からの意見が出尽くしたところで、委員長から、知事に対する意見書の内容について、次のとおり各委員に諮って、異議がないことを確認した。なお、意見書については、業務方法書、役員報酬基準と一括して審議することとした。

- ・委員からの意見は中期目標(案)・中期計画(案)に反映されていることに合意していただいたということとし、知事に対する意見書についても、「意見書において示すべき特段の意見はないこと」を改めて確認したところ、全員「異議なし」として、了解が得られた。

(2) 地方独立行政法人大阪府立病院機構の業務方法書(案)について

(3) 地方独立行政法人大阪府立病院機構の役員報酬等の支給基準について

<資料の説明>

引き続き、議題(2)及び議題(3)の一括審議に入り、事務局より、資料2「業務方法書(案)」及び資料3「役員報酬等規程(案)の概要」を説明した。資料2については、業務方法書の策定・認可の手続、記載項目を説明した後、業務方法書(案)について各条の説明を行った。また、資料3についても、役員報酬等規程の策定手続等を説明した後、役員の報酬及び退職金の金額と考え方について説明した。

事務局からの資料説明の後、特に委員からの意見がなかったため、委員長より、業務方法書(案)については「意見書において示すべき特段の意見がないこと」、また、役員報酬等の支給基準については、「(委員会から)意見の申し出がないこと」を改めて確認したところ、全員「異議なし」として、了解が得られた。

<知事に対する意見書の決定>

これまでの審議を踏まえ、地方独立行政法人大阪府立病院機構の中期目標(案)、中期

計画(案)など4項目について、委員会として意見書の決定を行うこととした。委員長からの指示により、中期目標(案)に関する意見書(案)、中期計画(案)等に関する意見書(案)を出席者に配付し、事務局が読み上げた後、それぞれの意見書(案)の取り扱いについて、次のとおり説明を行った。

- ・中期目標(案)に関する意見書(案)については、中期目標(案)を府議会の2月定例会に上程する必要があることから、本日の評価委員会の議決をいただき、本日2月24日付で知事に提出いただきたい。
- ・業務方法書(案)、中期計画(案)、役員の報酬等の支給基準の3項目については、手続的には、法人から知事に対してこれらの認可申請や届出がなされ、それを受けて知事が評価委員会の意見を聴取することとなっている。しかしながら、府立病院機構は4月1日設立の予定であり、一方、中期計画には、料金に関する事項が定められており、法人業務を円滑に実施するには、4月1日付けで一連の手続を終える必要がある。このため、本日は、意見書(案)の内容を確認するとともに、意見書の取り扱い(4月1日に府立病院機構から中期計画の認可申請が知事に提出された後、同日速やかに意見書を知事に提出すること)を委員長に一任いただくということについて議決いただきたいと考えている。
- ・なお、これら意見書の提出までの間、この決定に影響を及ぼすような事情の変化が生じた場合は、委員長とご相談の上、適切な方法で委員会にお諮りしたい。

委員長から、中期目標(案)にかかる意見書を決定すること、また、中期計画(案)等にかかる意見書の内容を確認した上で、その取り扱いを委員長一任とすること、以上2点について各委員に改めて確認したところ、全員「異議なし」として、案のとおり決定した。

< 府立病院機構にかかる議事終了に際しての委員長コメント >

議事の終了に際して、委員長から次のコメントがあった。

- ・病院の法人化は、都道府県では初めての取り組みとして、他の地方自治体からも注目されており、本日、中期目標(案)や中期計画(案)の審議を終えることができ、安堵している。これによりこれから病院機構がどうなるのか、あるいは病院のサービスがどういうふうになるのか、目標として示されたということになる。
- ・委員会の場で、ある委員からも意見が出されたが、中期目標(案)や中期計画(案)については、現場から見たときに、いわば上から与えられた1つの新しい課題だと受けとめられる危険がある。したがって、十分現場サイドまで情報が行き渡っているのか、現場の意見がどれほど吸い上げられているのか、ということが重要である。
- ・中期目標・中期計画は、ただ法人理事クラスの課題ではなくて、病院全体の課題であり、この目標に向かって、病院で働いている人、病院に関係する人たちすべてが努力目標として情報を共有する、あるいは自分たちの目標として認識してその実現に努力する、これが独立行政法人の中期目標・中期計画の意味である。したがって、この計画は、現場の人たち、関係する行政、ステークホルダー(利害関係者)の

人たちすべてに周知して、理解を共有していただいて、医療サービスの向上に努めていただきたい。

- ・中期目標や中期計画を具体化するため、今後年度計画を作成することになる。これには大きなエネルギーと時間が必要となるが、それも最終的な目標を達成するための一歩であり、確実にする手だてであるので、努力していただきたい。

病院事業局長から、次のとおり、お礼のコメントがあった。

- ・昨年8月から本日まで4回の評価委員会の開催、病院の視察など、精力的にご審議を重ねていただき、本日、中期目標・中期計画等にかかる意見書を取りまとめたいただき御礼を申し上げます。
- ・最後に委員長から重要なお指摘をいただいたが、府立5病院がよりよく公的使命を果たすためには、やはり職員全員が夢の共有をして改革に取り組んでいくことが一番大事だろうと思っている。
- ・1年半前から、各病院の病院長や総長とは、病院長、総長としての夢を語ってくださいということで議論を積み重ねてきた。超長期的な夢もあるし、短期的、今すぐやるべき課題という夢も語られたが、このうち、この5年間で実現を目指す短期的・中期的な夢を中期目標として整理させていただいた。今後、この夢の実現に向けて、府民や患者の期待に応えていい病院にするために、この目標を全職員及び府民が共有できるよう取り組んでまいりたい。今後とも、よろしくご指導のほどをお願い申し上げます、お礼のあいさつとさせていただきます。

また、2名の委員から、次のような感想のコメントがあった。

- ・5つの病院のコンセプトが完全に違う中で、それが一緒に併合したみたいになっている。それぞれがアイデンティティーを持った病院である。例えば、精神医療センターの場合、赤字そのものはスリムにする必要があるが、府の行政としては、心の問題は非常に大きな問題であり、非常にユニークな、府の精神衛生の1つのヘッドクォーターであるとか、アイデンティティーを持たせるような方向で評価をする必要がある。その意味で、国立大学法人のように、おしなべて同じように評価するのはちょっと違うところがあると思うので、今後、考えていただきたい。我々としては、5つの病院それぞれが非常にユニークに展開することを踏まえて評価しようということだけ確認しておきたい。
- ・立派な中期目標・中期計画ができて、今、現場でこれに向かっていこうという人たちのお気持ちというのはさぞやというふうに想像する。ただ、その気持ちが本当に5年間継続するということは、よほどの努力がないとできないと思うので、その支援をぜひ法人でも考えていただきたい。それから、委員会としては、毎年度の実績報告書を見せていただいて評価することになるかと思うが、形だけではない、本当に中身のある実績報告書の作成とその情報公開を改めてお願いをしたい。

#### (4) 公立大学法人大阪府立大学の中期目標・中期計画(変更案)について

<事務局からの資料説明>

事務局より、資料4 - 2「中期目標変更にかかる新旧対照表」、資料4 - 4「中期計画変更にかかる新旧対照表」及び資料4 - 5「総合リハビリテーション学研究科の設置について」により、中期目標及び中期計画の変更点及び変更内容の説明を行った。事務局の資料説明に対して、委員からの質問や意見がなかったため、知事に対する意見書についての審議に移ることとした。委員長からの指示により、中期目標(変更案)に関する意見書(案)、中期計画(変更案)に関する意見書(案)を出席者に配付し、事務局が読み上げた後、それぞれの意見書(案)の取り扱いについて、次のとおり説明を行った。

- ・中期目標(変更案)に関する意見書(案)については、中期目標(案)を府議会の2月定例会に上程する必要があることから、本日の評価委員会の議決をいただき、本日2月24日付で府にご提出いただきたい。
- ・中期計画の変更については、知事が、議会の議決を得て中期目標を変更した後、法人から中期計画変更の認可申請が行われ、知事が評価委員会の意見を聴いて認可するという手続となっている。また、法人は、変更後の中期計画に基づき、本年度末までに18年度の年度計画を知事に届け出る必要がある。したがって、中期計画(変更案)にかかる意見書(案)については、本日は、意見の内容をご確認いただくとともに、その取り扱い(法人から中期計画変更の認可申請がなされた後、年度末までの期日内に速やかに意見書を知事に提出すること)を委員長一任にすることを議決をいただきたい。
- ・なお、意見書の提出までの間、この決定に影響を及ぼすような事情の変化が生じた場合は、委員長にご相談の上、適切な方法で委員会にお諮りしたい。

事務局からの説明の後、委員長から、中期目標(変更案)にかかる意見書をこの場で決定すること、また、中期計画(変更案)にかかる意見書の内容を確認した上で、その取り扱いを委員長一任とすること、以上2点について各委員に改めて確認したところ、全員「異議なし」として、案どおり決定した。

#### (5) その他

##### <評価委員会の部会設置、評価委員会条例改正の概要説明について>

事務局から、当評価委員会の今後の審議体制とあわせて18年度の開催スケジュールについて、次のとおり報告があった。

- ・平成18年度から始まる年度評価作業を行っていくにあたり、公立大学法人、府立病院機構のそれぞれについて部会を設置し、専門的な評価作業を効率的に進められる体制を整備したいと考えており、このため、府議会2月定例会に「大阪府地方独立行政法人評価委員会条例」の改正案を上程する予定である。
- ・改正案の内容には、「大学部会」「病院部会」の2つ部会を設置することのほか、部会設置に必要な基本的な事項を新たに盛り込んでおり、府議会において条例改正案が可決されたら、18年度最初の評価委員会において、部会委員の指名や部会運営

等の詳細についてご審議をいただく予定である。

- ・来年度の開催スケジュールとしては、大学部会については公立大学法人の年度評価作業を行うために7月から9月までの間に3回程度、病院部会については、府立病院機構の「年度評価の考え方」について審議するために、2～3回程度の開催を予定している。また、評価委員会本体については、5月ごろに第1回目を開催し、部会設置に伴う事項や18年度計画の説明などを行うほか、大学の年度評価の決定や病院機構に関する「年度評価の考え方」の決定を行うため、9月、2月ぐらいに開催する予定である。

また、公立大学法人の役員報酬規程の変更作業のスケジュールについて、次のとおり説明があった。

- ・現在、府では、18年度からのいわゆる給与構造改革に向けて、3月末を目標に条例・規則の変更作業を行っており、公立大学法人においても、4月からの役員報酬規程の改正に向けて、大阪府の給与構造改革の動向を踏まえた作業を、3月末を目標に行っている状況である。役員報酬基準変更の届け出があり次第、各委員に連絡させていただき予定である。

閉会にあたって、18年度の委員会運営について、委員長から次のコメントがあった。

- ・評価の対象となる大学と病院は、それぞれ性格が異なるため、これらを専門的に評価するとなると、それぞれの部会を置いて、精緻で効率的な評価作業を行う必要があると考えている。
- ・来年度から、公立大学法人の年度評価を行うが、これは非常に大変な作業になる。国の独立行政法人の評価委員会を経験されている委員の方々には、年度評価を具体的にどうするか、どれだけ大変な作業か、理解できると思う。他の委員の皆さんも評価作業に関わっていただきたいので、スケジュールの調整等をお願いしたい。
- ・地方レベルでの独立行政法人化、さらに評価というのは、全国でも先駆けの取り組みであり、お互いに手探りの状況でここまで来ている。同時に、この仕組みが果たしてうまくいくのかどうか、日本各地から注目されている。この仕組みが成功するように、関係者で努力していきたい。
- ・大学の教育研究サービス、病院の医療サービスにしても、府民にそのサービスがいかに改善した形で提供されるかというのが問題であり、評価委員会の基本的なスタンスとしては、そういう方向に着実に行けるように、独立行政法人、行政、評価委員会の3者がお互いの立場を認識しながら協力し合い、よりよい府民サービスをつくっていくことが共通の課題と思うので、そういう観点から、ぜひ委員の皆さんのご協力をお願いしたい。